別記第三十七号の十七様式（第二十五条の十三，第五十七条の二関係）（平23法省令43・全改，平31法省令７・令元法省令10・一部改正）

	番　　号
日本国政府法務省	年　月　日

在　留　資　格　取　消　通　知　書

殿

の規定に基づき，あなたの在留資格を取り消したので通知します。

1　氏　　名　　男
女

2　生年月日　　年　　月　　日

3　国籍・地域

4　住　居　地

5　取り消した在留資格

6　取消しの理由

7　出国期間　　年　　月　　日までの間

8　条　　件

(1)　住居

(2)　行動範囲　　及び　　港までの順路による通過経路

(3)　本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することはできません。

(4)　その他

注　　意

ア　住居を変更するときは，あらかじめ承認を受けなければなりません。

イ　指定された出国期間を経過して本邦に残留した場合には処罰を受けることがあります。

ウ　この通知書は常に携帯しなければなりません。

エ　本邦を出国する場合には，出入国港においてこの通知書を入国審査官に提示しなければなりません。

※

（注）　1　※には在留資格を取り消したことを通知する者の職名を記入するものとする。

2　用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。